

平成10年4月20日

使 用 者

販売業者 殿

賃貸業者

廃棄業者

科学技術庁原子力安全局放射線安全課長

植田秀史

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する総理府令（平成10年3月31日総理府令第8号）の施行について

貴事業所におかれましては、放射性同位元素等の取扱いに当たり、平素から放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づく放射線安全管理を行い、放射線障害防止に努められていることと存じます。

さて、この度、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）等に基づき、標記のとおり放射線障害防止法施行規則（昭和35年9月30日総理府令第56号）の改正が行われました。

改正の概要等は別紙のとおりですので、内容を御確認の上、合理的な管理を行っていただきますようお願ひいたします。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則
(昭和35年9月30日総理府令第56号) 改正の概要等について

(概要)

1. 電磁的方法による保存

放射線障害防止法施行規則第20条の2（測定の結果の保存）、第22条の2（健康診断の結果の保存）、第24条の2（帳簿の保存）において、それぞれの保存について電磁的方法による保存も可能なこととする。

2. 押印関係

規則で定めている申請書等の様式について、様式備考欄に「氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」の文言を追加し、署名での申請等も可能とする。

ただし、様式第18、18の3、18の4、18の6、19の2、20、21については、様式中の「印」をとることにより、申請等に際して記名のみでよいこととする。

(留意事項)

- ①改正規則に基づいて定められた「電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準」は別添のとおり。
- ②署名とは、自己の作成した書類等にその責任を明らかにするため自己の氏名を自ら書き記すことであり、記名とは、書類等に作成者の責任を明らかにする等のため氏名を記すことである。（記名は、自ら氏名を記すことを要求されない。）